

平成 2 6 年度健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定に基づく
健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	12.5	—
早期健全化規準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生規準	20.00	30.00	35.0	

備考： 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額、連結
実質赤字額がないこと及び実質公債費比率、将来負担比率が算定されないことを表す。

平成 2 6 年度資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定に基づく
資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化規準
簡易水道事業特別会計	—	20.0

備考： 資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、資金不足額が発生していないこ
とを表す。